保険特別勘定　貸借対照表

（平成26年3月31日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預貯金	15,854,281,629	保険契約準備金	27,707,736,608
預貯金	15,854,281,629	支払備金	1,850,315,986
有価証券	8,061,477,365	責任準備金	25,857,420,622
国債	7,444,160,000	その他負債	246,393,223
社債	226,040,000	再保険借	3,341,434
株式	391,277,365	外国再保険借	45,254,074
貸付金	76,055,796	未払金	196,107,600
保険約款貸付	76,055,796	仮受金	1,690,115
その他資産	69,591,426	特別法上の準備金	14,317,884
未収保険料	243,463	価格変動準備金	14,317,884
共同保険貸	917,599		
再保険貸	98,353	（負債合計）	27,968,447,715
外国再保険貸	888,839		
未収金	26,255,428		
未収収益	9,359,283		
預託金	31,731,261	利益剰余金	△ 4,069,704,338
仮払金	97,200	その他利益剰余金	△ 4,069,704,338
貸倒引当金	△ 394,000	繰越利益剰余金	△ 4,069,704,338
		その他有価証券評価差額金	162,268,839
		（純資産合計）	△ 3,907,435,499
資産合計	24,061,012,216	負債・純資産合計	24,061,012,216

保険特別勘定　損益計算書

（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）　（単位：円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用	3,119,398,540	経常収益	4,061,485,437
保険引受費用	2,558,657,091	保険引受収益	3,997,373,379
正味支払保険金	910,471,018	正味収入保険料	△ 403,943,279
損害調査費	29,154,999	収入積立保険料	11,893,417
諸手数料及び集金費	90,766,970	積立保険料等運用益	115,596,051
満期返戻金	1,115,045,980	責任準備金戻入額	4,273,827,190
支払備金繰入額	409,632,908		
為替差損	3,585,216		
資産運用費用	8,639,170	資産運用収益	△ 24,271,874
有価証券売却損	7,889,920	利息及び配当金収入	91,324,177
有価証券評価損	749,250	積立保険料等運用益振替	△ 115,596,051
営業費及び一般管理費	515,681,049		
その他経常費用	36,421,230	その他経常収益	88,383,932
支払利息	771,787	その他の経常収益	88,383,932
その他の経常費用	35,649,443		
		一般勘定より受入	0
特別損失	172,280	特別利益	6,550,669
固定資産処分損	172,280	特別法上の準備金戻入額	6,550,669
		価格変動準備金戻入額	6,550,669
（当期利益）			
当期純利益金	948,465,286		
合計	4,068,036,106	合計	4,068,036,106

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりである。

（1）子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっている。

（2）その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっている。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいている。

（3）その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっている。

2．貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上している。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上している。

今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上している。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上することとしているが、当事業年度に関しては上記期間における貸倒実績がないため、計上していない。

3．価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上している。

4．消費税等の会計処理は税抜方式によっている。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっている。